

## 第1章 計画策定の背景と目的

### 1. 計画策定の背景

明治26(1893)年4月18日の山陰新聞の記事によると、桜名所として松江城山と菅田庵が挙げられ、明治期から名所として市民に親しまれてきたことを知ることができる。これは、所有者が藩政期から明治・大正と菅田庵の管理に努めてきた<sup>(註)</sup>からであるが、その甲斐もあって、庭園を含む一帯が昭和3(1928)年に、国の「史跡及び名勝 菅田庵」(以下「菅田庵」という)として指定され、建造物は、昭和16(1941)年に、国宝保存法により「菅田庵及び向月亭 附御風呂屋」として国宝に指定され、その後、文化財保護法の制定に伴って重要文化財に改称された。

この「菅田庵」には、平成に入っても日本を代表する茶室及び庭園として多数の観光客や研究者が訪れていた。しかしながら、時代の流れと「菅田庵」を取り巻く環境の変化から、平成18(2006)年度で一般公開を中止せざるを得なくなり、未公開のまま今日に至っている。そのため、史跡及び名勝の指定地だけでなく、周辺地も徐々に荒廃し、その影響は指定された文化財の本質的価値の喪失の危険性にまで及んでいる。また、重要文化財建造物も66年ぶりに根本修理がスタートしたことから、この修理に合わせ計画的に史跡及び名勝の整備を実施することが必要であり、そのためには「史跡及び名勝 菅田庵保存活用計画」の策定が求められている。

(註) 『松平不昧と茶の湯』 「不昧公と菅田庵」 有澤弼保 不昧公生誕二百五十周年記念出版  
実行委員会 平成14(2002)年3月1日

表1 菅田庵新聞報道記事 (Mは明治 Sは昭和の略)

日付	内容	新聞名
M22.4.14	桜と桃の花の見頃(菅田、城山など)	山陰新聞
M25.4.24	昨日島根郡生馬尋常小学校男女生徒一同、城内の桜花を一覧し、同所で写真を撮影し、帰途菅田村有澤山荘で運動会を行う。	山陰新聞
M26.4.18	有澤と城山。(有澤山荘と城山の桜名所について比較。花見客は城山に多く赴くようになっている訳。)	山陰新聞
S2.4.8	山の苔滑らかに 花に幽禽鳴く・・・市郊外の名所有澤山荘	松陽新報
S12.7.24	松江城と菅田庵 “真の良さ”を認識 澤島文部技手の感想	山陰新聞
S12.8.10	松江城修理・有澤山荘名勝史跡指定 青戸文部事務官(宗教局保存課長)保存の必要強調	山陰新聞

## 2. 計画の目的

一般公開が中止された後、見学者が入らなくなった「菅田庵」は、管理が行き届かなくなり徐々に荒廃し、文化財としての本質的価値が喪失する危険性に陥っている。この「菅田庵」を松江市のみならず日本の貴重な文化財として、将来に亘って良好に保存・継承するためには、この文化財とその周辺地が本来あるべき姿を念頭に置きながら、その価値の復元と拡充の方向性を定めることが急務である。

そのため、直近の課題及び、中長期的に解消すべき課題等に対して適切に対応できるよう、本計画を定める。

## 3. 委員会の設置

本計画を策定するため、「菅田庵」のもつ特性を正しく把握し、統一的な保存活用の方法等について検討するにあたって、専門的見地からの客観的な意見等を聴取するため、「史跡及び名勝 菅田庵保存活用計画策定委員会」を設置した。

★第1回会議 平成28(2016)年9月26日(月)開催し、保存活用計画案全体について検討を行い、以下の内容について意見があった。

- ・第2章 「菅田庵」の概要 創建と沿革の検討、構成要素の検討
- ・第3章 保存管理 管理の範囲の検討
- ・第4章 整備・活用 追加指定の検討、整備の早期・中期・長期計画の検討

★第2回会議 平成28(2016)年12月26日(月)開催し、保存活用計画案全体について検討を行い、以下の内容について意見があった。

- ・第2章 資料として作成された各表の内容の検討と充実について
- ・第3章 現状と課題が分かり易いように項目を変更することと、それに伴う過去と現状写真の追加、現状変更の取扱い基準の修正
- ・第4章 借景を眺望に変更することと、樹木の整理に関する記述の変更等
- ・第5章 連絡体制図に役割分担を明記すること等

## ★委員会構成

	氏名	所属(専門)
委員長	仲 隆裕	京都造形芸術大学教授(庭園史)
委員	久保 満佐子	島根大学准教授(植生)
委員	松尾 寿	島根大学名誉教授(近世史)
委員	和田 嘉宥	米子高等専門学校名誉教授(建築史)

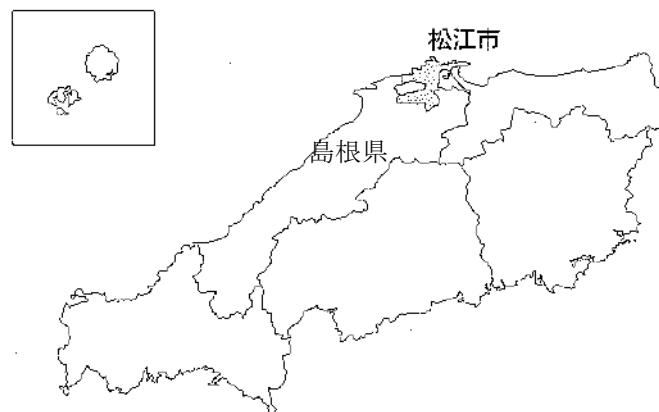
助言者	青木 達司	文化庁文化財部記念物課名勝部門 文化財調査官
	守岡 利栄	島根県教育庁文化財課企画員
	藤間 寛	松江歴史館学芸専門監
所有者	有澤 一男	「菅田庵」所有者

## 4. 計画の対象範囲

## 1) 「菅田庵」の位置(図1参照)

松江市は、山陰地方のほぼ中央、島根県東部に位置する。北は日本海に面し、東に中海、西に宍道湖が広がり、南には中国山地に向かって丘陵が延びる。松江市の市街地は、中海と宍道湖を結ぶ大橋川兩岸の沖積平野に広がる。

「菅田庵」は、市街地北部の丘陵上の城下町を俯瞰する位置に立地している。この丘陵は、風光明媚な松江城下町の北辺にあたる。



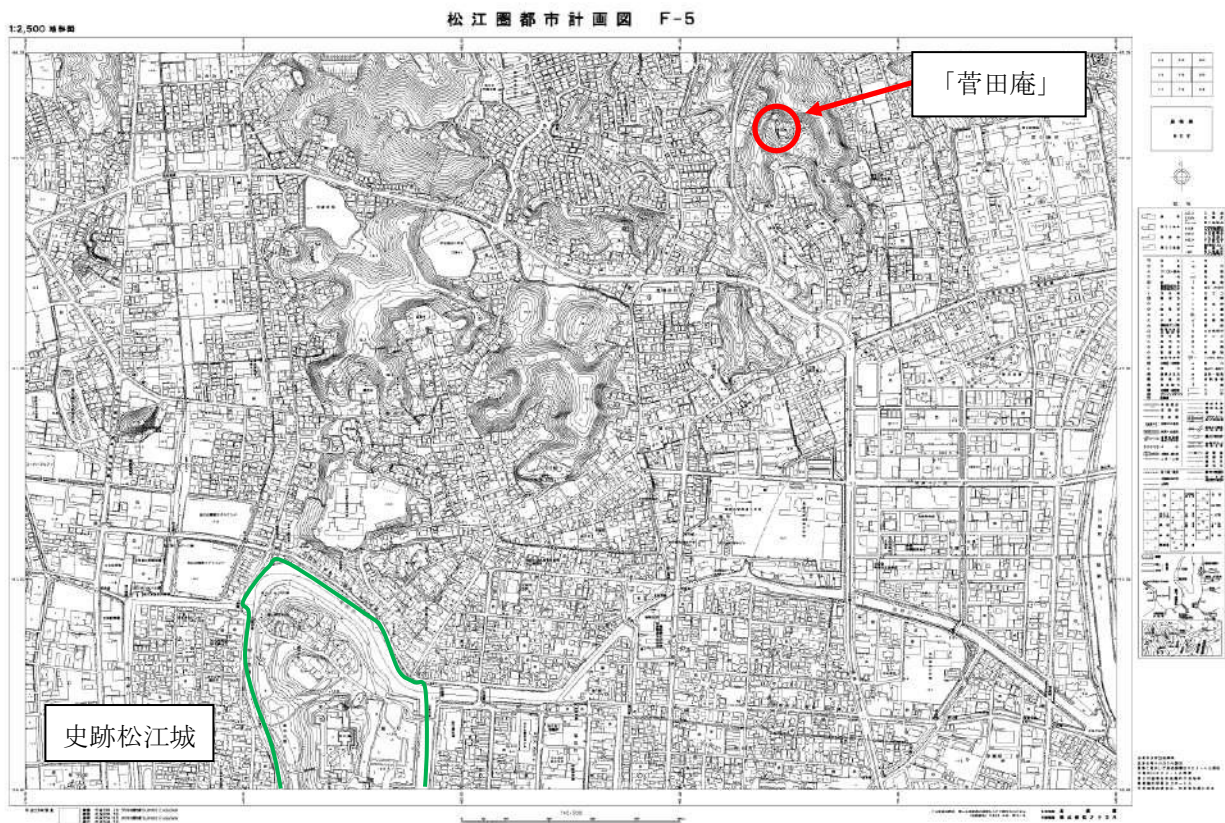


図1 「菅田庵」位置図

2) 計画の対象範囲(図2参照)

この計画の対象とする範囲は、指定を受けた「菅田庵」をその範囲とする。ただし、史跡及び名勝の保存、あるいは景観保護のため、史跡及び名勝指定地の周辺環境も考慮しておくことが必要であるため、指定地外であっても重要な事項については、本書に記述することとする。

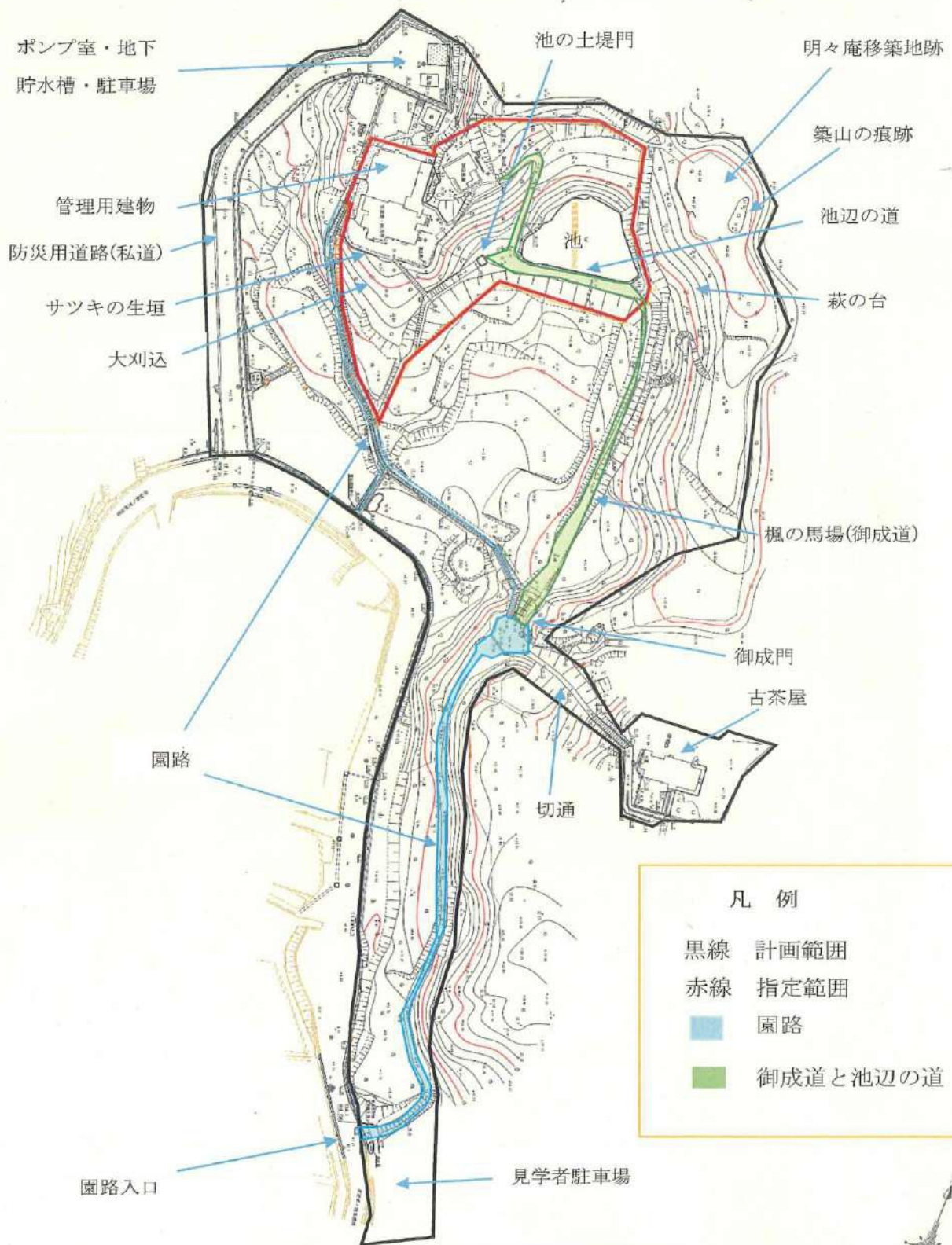


図2 計画範囲